

ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

1 計画の趣旨

(市行動計画 P.1 参照)

人が免疫を獲得していない新型のインフルエンザや新感染症が出現し、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されております。こういった感染症を国家の危機として対処するため、「新型インフルエンザ等特別措置法」が制定されました。法律において、国・都道府県・市町村がそれぞれに行動計画を策定するように義務付けられており、本市においても既に策定されている「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。

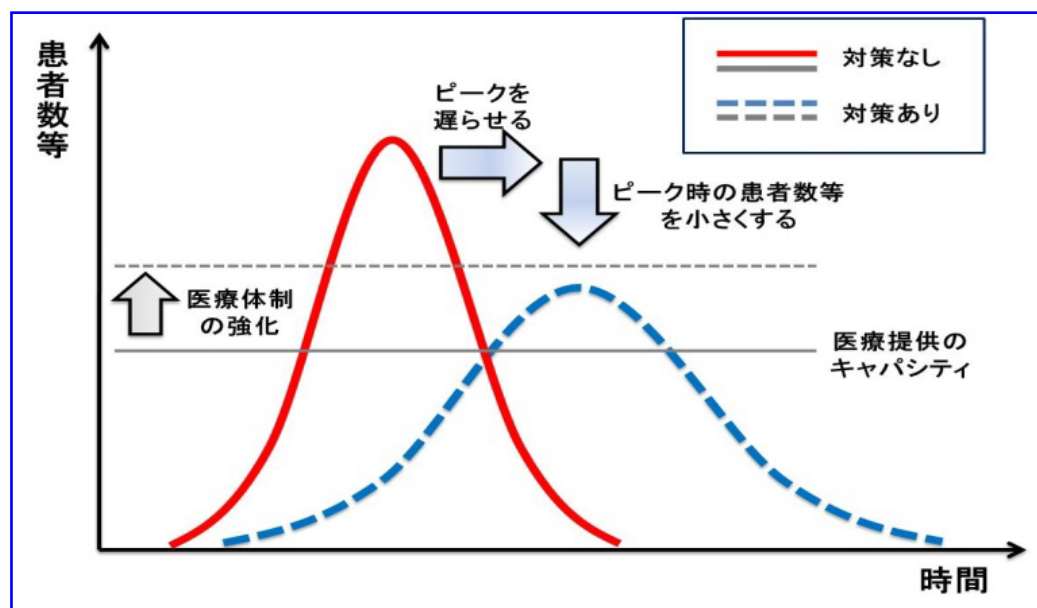
2 計画の目的

(市行動計画 P.2 参照)

本計画では、新型インフルエンザ等の発生に際して、次の2点を主たる目的として対策を講じます。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- ② 市民生活・地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

【対策の効果 概念図】



3 対策の基本的考え方

(市行動計画 P.2～3 参照)

病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示します。なお、発生した際には、病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、対策の有効性や実行可能性などを総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定してまいります。

4 役割分担

(市行動計画 P.5～7 参照)

対策推進のため、行政、各機関、市民それぞれの役割分担を示します。

行政	国	国全体としての万全の態勢を整備する。
	県	特措法及び感染症に基づく措置の実施主体としての中心的な役割であり、対策を総合的に推進する。
	市	市民に対するワクチンの接種や生活支援、要援護者の支援を的確に実施する。
医療機関		診療計画の策定及び医療体制の整備を進める。 発生時には、発生状況に応じて診療体制を強化し、医療を提供する。
事業者	指定(地方)公共機関	特措法に基づき対策を実施する。
	登録事業者	発生時に備えての感染対策を実施する。 発生時に最低限の市民生活を維持できるよう重要業務の事業を継続する。
	一般の事業者	発生時に備えての感染対策を実施する。 発生時には、事業縮小などにより感染防止措置を実施する。
市民		マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践する。

5 市の実施体制

(市行動計画 P.7～10 参照)

地域未発生期（国内発生期）の段階において、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。また、市対策本部の設置後、庁内各部等は以下の役割分担に基づき、市民の生命と健康を守り、安心を確保します。

○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長，水道事業管理者，企画部長，総務部長，市民生活部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

○ ひたちなか市新型インフルエンザ等対策連絡会議

議長	副市長
委員	福祉部長，市民生活部長，ひたちなか・東海広域事務組合消防次長
事務局	健康推進課

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、目的と具体的な対策を示します。

発生段階	目的と市の主な対策
未発生期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生に備えて体制の整備を行う。 2. 関係機関と連携のもと、情報収集に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定 ・ワクチン接種体制の構築 ・要援護者への対応検討
海外発生期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内発生に備えた初動体制及び全庁的体制を構築する。 2. 感染拡大に備え、県・市医師会等関係機関との協力体制を整備・確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市対策連絡会議の設置 ・要援護者の支援体制の確認
地域未発生期 (国内発生期)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域発生（県内発生）に備えて体制の整備を行う。 2. 地域発生をできるだけ遅らせ、発生した場合の早期発見に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置（任意） ・迅速かつ正確な情報提供 ・ワクチン接種体制の確認
地域発生早期 (県内発生期)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を最小限に抑える。 2. 市民への適切な情報提供により混乱を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内及び周辺での発生状況の把握 ・住民接種の実施 ・要援護者への支援の実施
地域感染期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療体制を維持する。 2. 健康被害を最小限に抑える。 3. 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時的な医療施設の設置 ・食糧・生活必需品の確保 ・要援護者への支援の継続
小康期	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。 <ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民接種の実施 ・各対策の段階的解除

※ 具体的な対策につきましては、発生段階ごとに以下の主要6項目に沿って記載しています。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 実施体制 | 4. 予防・まん延防止 |
| 2. サーベイランス・情報収集 | 5. 医療 |
| 3. 情報提供・収集 | 6. 市民生活等の安定の確保 |

7 計画策定の経緯

計画案作成後、専門的な知見をいただくため、市医師会に対して内容確認を依頼し、理事会にて承認をいただきました。また、市内の有識者からの意見を伺うため、ひたちなか市健康づくり推進協議会において議案として提案し、審議を行い、承認をいただきました。さらに、市民からの意見を求めるためにパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。その後、庁内各部及びひたちなか・東海広域事務組合に対し、内容の最終確認を行いました。最終的に、12月2日の庁議にて審議事項として審議を行い、庁議決定しました。